【重要】

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し、オミクロン株による感染が拡大している地域もあることから、感染症対策の徹底について、改めて依頼するものです。

事 務 連 絡 令和4年1月11日

各国公私立大学入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

令和4年度大学入学者選抜の実施における感染症対策の徹底について(依頼)

令和4年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、本年1月9日から1月31日までの期間、広島県、山口県及び沖縄県を対象として実施することとされました。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われ、その内容については「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)」(令和4年1月7日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)においてお知らせしているとおりです。

上記の高等教育企画課事務連絡においてもお知らせしているとおり、令和4年度大学入学者選抜の実施については、基本的対処方針において「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」こととされています。大学入学者選抜は、不要不急に該当しない重要な機会であることから、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」(令和3年6月4日付け3文科高第284号)及び「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインの一部再改訂について(通知)」(令和3年12月28日付け3文科高第1137号)(以下「ガイドライン」という。)においてお示ししている感染症対策を踏まえ、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、試験場における衛生管理体制の構築及び受験機会の確保の徹底に遺漏のないようお願いします。

特に、ガイドライン及びガイドラインに関する Q&A を踏まえ、試験業務に携わる試験監督者等について、試験前の期間からの体調管理、基本的な感染症対策の徹底、体調不良等の者が出た場合に備えての代替の試験監督者等の確保、試験実施準備中からの試験監督者等とその代替者との接触を避ける工夫など円滑な試験実施にご留意願います。

また、受験を希望する無症状濃厚接触者など別室での受験が必要となる志願者への対応に遺漏のないよう、別室の確保についても十分ご留意願います。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係

岡·半井野

TEL: 03-5253-4111 (内線: 4902)

e-mail:gaknyusi@mext.go.jp